

<p>本人・直系血族（父・母・子・孫等）・戸籍に記載されている者（配偶者等）</p>	<p>委任状なしで、請求することができます。</p> <p>※ 配偶者であっても、夫・妻の父母戸籍は委任状なしで取得することはできません。</p>	
<p>第三者 ①個人の場合</p>	<p>原則、本人または上記の者からの委任状が必要です。</p> <p>※ 兄弟・姉妹であっても委任状が必要な場合があります。</p> <p>※ 自己の権利の行使または義務の履行のために必要な方や国や地方公共団体の機関に提出する必要がある方は委任状は必要ありません。 (請求理由のわかる資料が必要になります。)</p> <p>※ その他、場合によって後見登記等の登記事項証明書等が必要になります。 ⇒詳しくは下記までご連絡下さい。</p>	
<p>②法人の場合</p>	<p>A) 代表者請求</p>	<p>代表者の資格を証明する書面（代表者事項証明書）の提出</p>
	<p>B) 支配人請求</p>	<p>支配人資格を証明する書面（登記事項証明書）の提出</p>
	<p>C) 従業員請求</p>	<p>社員証の提出、代表者が作成した委任状の提出等</p>